

令和6年11月、自転車運転中の携帯電話使用等に罰則が新設！



携帯電話使用等

【交通の危険を生じさせた場合】

1年以下の懲役又は**30**万円以下の罰金

【手で携帯電話を保持して、
通話や表示された画像を注視した場合】

6月以下の懲役又は**10**万円以下の罰金



動画はコチラ！

自転車危険行為

- 信号無視 ●通行禁止違反 ●歩行者用道路徐行違反
- 通行区分違反 ●路側帯進行方法違反
- 遮断踏切立入り ●交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等 ●環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等 ●歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置不良自転車運転
- 酒酔い運転（酒気帯び運転）
- 安全運転義務違反 ●妨害運転

15 類型

+ 携帯電話使用等

16 類型に！

これらの行為を繰り返すと、講習の対象になります！



京 都 府 警 察